

介護保険部会「意見」と WT「提言」の対照表(要約)

社会保障審議会介護保険部会「意見」	民主党介護保険制度改革 WT「提言」
◇医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供 ◇給付の効率化・重点化を進め、負担と給付のバランスを図る	◇信頼性、安定性、有効性、効率性 ◇未来型産業分野を健全に安定的に育成 ◇税と社会保障制度抜本改革と合わせ介護報酬改定、その後の制度抜本改正を検討
◇単身・重度対応のサービスの整備 ・24時間対応定期巡回・随時対応サービス創設 ・複合型サービス導入 ・介護職員による医療的ケア実施 ◇要支援者・軽度の要介護者へのサービス ・給付効率化・重点化からの検討(※)	⇒○(法) ⇒○(法) ⇒○速やかに必要な法改正(法) ⇒×生活を支える生活援助は継続
◇住まいの整備 ・有料老人Hと高専賃を高齢者住まい法に ◇施設サービスのあり方 ・社会医療法人の特養開設許可 ・介護療養病床廃止を一定の期間猶予(※)	⇒△さらに包括的な住まいの保障必要 ⇒○(法) ⇒○3年間延期の法改正(法) 施設サービス機能・評価の抜本的見直し
◇認知症を有する人への対応 ◇家族支援のあり方	⇒○グループホーム家賃助成など拡充 ⇒○介護者が孤立しない体制づくりが急務
◇ケアプラン、ケアマネジャーの資質向上の推進 ◇要介護認定有効期間延長など事務簡素化	⇒○ ⇒○
◇介護人材の確保と資質の向上 ・報酬改定による処遇改善の取組の継続(※) ・労働法規遵守、キャリアアップの取組の推進	⇒△政策効果から外付け継続が望ましい 報酬化の場合はガイドライン等必要 ⇒○ ⇒介護福祉士養成課程3年施行延期(法)
◇給付と負担のバランス ・被用者保険に総報酬割導入検討(※) ・財政安定化基金取崩で保険料軽減検討(※) ・ケアプラン利用者負担の導入の検討(※) ・高所得者の利用者負担の引き上げの検討(※) ・負担能力を考慮した補足給付支給の検討(※) ・多床室給付範囲の見直し(低所得者維持)(※) ・被保険者範囲の見直しの検討(※)	⇒×高齢者医療もあり今回は行わない ⇒○必要な法改正を行う(法) ⇒×議論不足で時期尚早 ⇒×応能保険料+利用料は理解得れない ⇒×所得・資産調査では措置福祉 ⇒△一律の見直しには慎重(2人部屋検討) ⇒×今次改正では議論・検討していない
◇低所得者への配慮 ・ユニット型個室の負担軽減	⇒○

(※)は両論併記